

# ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請について

平成27年4月に創設された「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、条件を満たせば寄附金控除が受けられる制度です。

制度の適用を希望される場合には下記注意事項をご確認いただき、ご希望の申請方法にて寄附翌年1月10日までに申請をお願い申し上げます。

なお、申請書提出後に記載内容に変更があった場合、寄附翌年1月10日までに所定の様式による変更手続きが必要となりますので、下記担当までお問い合わせ願います。

## ワンストップ特例を申請しても適用されない場合があります

- ・医療費控除の申告などのため、確定申告をしたまたは住民税の申告をした。
- ・年内(1月～12月)を通し、「ふるさと納税」を行う先(地方公共団体)が6箇所以上だった。
- ・寄附した翌年の1月1日の住民税課税住所が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない。

## ワンストップ特例申請書の記入例

令和6年寄附分	寄附をした翌年1月1日時点の住民税課税住所が記載されていることをご確認ください。 内容に誤りがある場合は、二重線を引き正しい内容を記載してください。		
令年月日	2345200000001		
住所 ※住民税が課税されている住所をご記入ください	〒123-1234 寄附県寄附市寄附町1-2 寄附ビル1階2号室	ふりがな 氏名 個人番号 生年月日	きふ たろう 寄附 太郎 123456789012 昭人昭 平令 10・6・1
電話番号	123-123-1234	個人番号(マイナンバー)を記入してください。	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。  
あなたが支出した地方税法第37条の2（第34条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けるようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。  
(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年（翌年の1月10日まで）、申告特例対象年（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

の五様式（附則第

## ワンストップ特例申請書を提出する前にご確認ください

	確認事項	チェック
1	申請時に必要な添付書類は漏れなくご用意いただいておりますか？ ※詳細は別紙「添付書類について」をご確認ください	<input type="checkbox"/>
2	コピーした添付書類は、はっきりと読みますか？ ※印字が薄い、文字が切れている場合は受付処理ができません ※氏名/住所/生年月日/マイナンバーが受付処理に必要です ※保険証を添付される場合、表面に住所の記載がなければ裏面に手書きの上、コピーしてください	<input type="checkbox"/>
3	添付書類の有効期限は切れていませんか？ ※申請書が当窓口へ到着した時点で有効期限切れとなっている場合、受付処理ができません	<input type="checkbox"/>
4	同寄附に対して既にワンストップ申請を行っておりませんか？ ※ご自身でダウンロードした申請書を送付いただいている、もしくはオンラインにてワンストップ申請を行われた方は、再度申請書を送付いただく必要はございません ※複数件ご寄附されている場合、1枚の申請書でまとめて申請いただくことは <u>できません</u> ※ワンストップ受付状況は「ふるまど（ <a href="https://furumado.jp/">https://furumado.jp/</a> ）」よりご確認いただけます	 ふるまどは こちらから <input type="checkbox"/>

## 【ワンストップ特例申請に関するお問い合わせ先】幕別町業務委託会社

〒260-0016 千葉県千葉市中央区栄町36-10 甲南アセット千葉中央ビル5階C号室

レッドホースコーポレーション株式会社 ふるさとサポートセンター 「幕別町ふるさと納税」担当

電話：0120-523-227 メール：[info-chi-fsc@redhorse.co.jp](mailto:info-chi-fsc@redhorse.co.jp) 9:00～17:30（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）